

年金・給付金等を「もれなく・スムーズに」お受け取りいただくために

年金・給付金等の代理請求

- 寝たきりや認知症等で意思表示ができない、またはガンの病名告知がされていないなどの特別な事情で、ご請求者さまが年金・給付金等や保険料の払込免除を請求することができないときに、あらかじめ指定された代理人がご請求者さまに代わって請求できる制度があります(指定代理請求制度)。
- 被保険者さまの配偶者・直系血族、3親等以内の親族などが代理人になることができます。
詳しいお手続きは三井住友海上あいおい生命の社員・代理店またはお客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

認知症で意思能力が低下し、
意思表示ができない場合

病気やケガで寝たきり状態
となり、意思表示ができない場合

「ガン」等の病名を医師から
告知されておらず、ご家族のみが
病名を知っている場合

- 生命保険募集人について
三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。
- 銀行等が生命保険募集人となる場合について
 - ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
 - ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。

Web約款
ご契約のしおり・約款

「保険でできるエコ」してみませんか。

三井住友海上あいおい生命では、インターネットを利用してパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」をご確認・ダウンロードいただける「Web約款」をご用意しています。

「Web約款」をご選択いただくことで、紙の使用量を削減し、地球環境保護に役立てることができますのでぜひご利用ください。

選ぶ

紙が減る

地球を守る

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

- ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2
お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<https://www.msa-life.co.jp>

【MS】B2877 112,000 2024.04.01 (改・一) 45 2024-A-0675(2025.3.2)

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

職域/文書のみ募集用商品パンフレット 2025_改

人生の「もしも」を「^{あんど}安堵」にかえる。

ケア

介護保険Cセレクト

介護・認知症選択型保障保険(無解約返戻金型)無配当

選べる保障で安心を
あなたと家族をささえる介護保険



この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめする商品です。

主な保障内容

介護・認知症の保障

ご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

すこやかな未来を保険でつくる。 人生100年時代の新しいカタチ



～一人でも多くのお客さまの「笑顔で長生き」を応援するために～
今の時代に寄り添った保障と先進的なヘルスケアサービス「MSAケア」を組み合わせ、
皆さまのすこやかな未来づくりをサポートします。



MSA
ケア

M みつける
予防・早期発見

S ささえる
保障

MSA
ケア

A あなたをまもる
重症化・再発予防

MSA
ケア

相談サービス(満点生活応援団、介護すこやかデスク)

MSAケアの
最新のライン
アップはこちら



<https://www.msa-life.co.jp/lineup/msacare/>

※「MSAケア」は、三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。
※サービスの内容は2025年3月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、各サービスは三井住友海上あいおい生命が提携する企業が提供するサービスです。
※サービスの詳細や留意事項については三井住友海上あいおい生命公式ホームページからご確認ください。
※お客さまに親しみをもってご利用いただくため、(M)三井(S)住友海上(A)あいおい生命の略称を用い、サービスのブランド名を「MSAケア」としました。
※ご利用者のお勤め先によっては、利用可能なサービスが優待価格等となる場合がございます。お勤め先企業さま経由でのご利用については、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員にお問い合わせください。

MSAケアは、サービスから保障へ、保障からサービスへと ロングライフを明るく安心にサポートします!

『&LIFE 介護保険Cセレクト』にご加入されたお客さまの場合

M
みつける

予防・早期発見

日常の運動やリスクチェック^{注1}で、
介護・認知症の予防・早期発見をサポート

運動で予防

優待価格



eコグニケア

powered by **Moff**

ウェアラブルデバイスを使用し
て行う、神戸大学とMoffが協働
開発した自宅で参加できるオン
ライン健康増進サービスです。

ご自身でチェック

無料

医療機関で一次スクリーニング

優待特典



録るだけ認知機能チェック

アプリ画面に対して発声
するだけで、わずか1分程
度で軽度認知障害(MCI)
のリスクを判定^{注2}します。



MCIプラス
スクリーニング検査

軽度認知障害(MCI)のス
クリーニング検査^{注2}を受
診できる医療機関をご紹
介します。

S
ささえる
保障

&LIFE 介護保険Cセレクト

ニーズに合わせて基本保障とオプション(特例・特約)で
備えることができます。



A
あなたを
まもる

重症化・再発予防

もしも要介護状態等になっても
安心して暮らせる環境をサポート

介護施設の紹介

優待特典

ご家族の見守り

優待特典



有料老人ホーム等、
ご要望に合った、全国
の介護施設をご紹介
します。

おうちの電球を専用ライトに交換
し、電球のON・OFFで見守りを行
います。ご家族の依頼により担当
スタッフが代理訪問します。

クロネコ見守りサービス
ハローライト訪問プラン

配食

優待価格

家事代行

優待価格



やわらか食や
塩分制限食など
ご家族に合った
食事をお届け
します。



日々の身の回り
の家事をプロの
スタッフがお手
伝いします。

介護する家族も
助かるわ



サービスラインアップは **P.23～24**

注1 あくまで疾病リスクを判定するサービスであり、疾病に罹患しているかどうかを判定するものではありません。
注2 MSAケアで提供するサービスの検査結果だけでは三井住友海上あいおい生命の年金・給付金等のお支払事由には該当しません。
※「&LIFE 介護保険Cセレクト」は「介護・認知症選択型保障保険(無解約返戻金型)無配当」の販売名称です。

データ1 ▶ 平均寿命と健康寿命には差があります

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことをいいます。健康寿命は平均寿命より、男性は約9年、女性は約12年短くなっています。

●男女別平均寿命と健康寿命(令和元年)

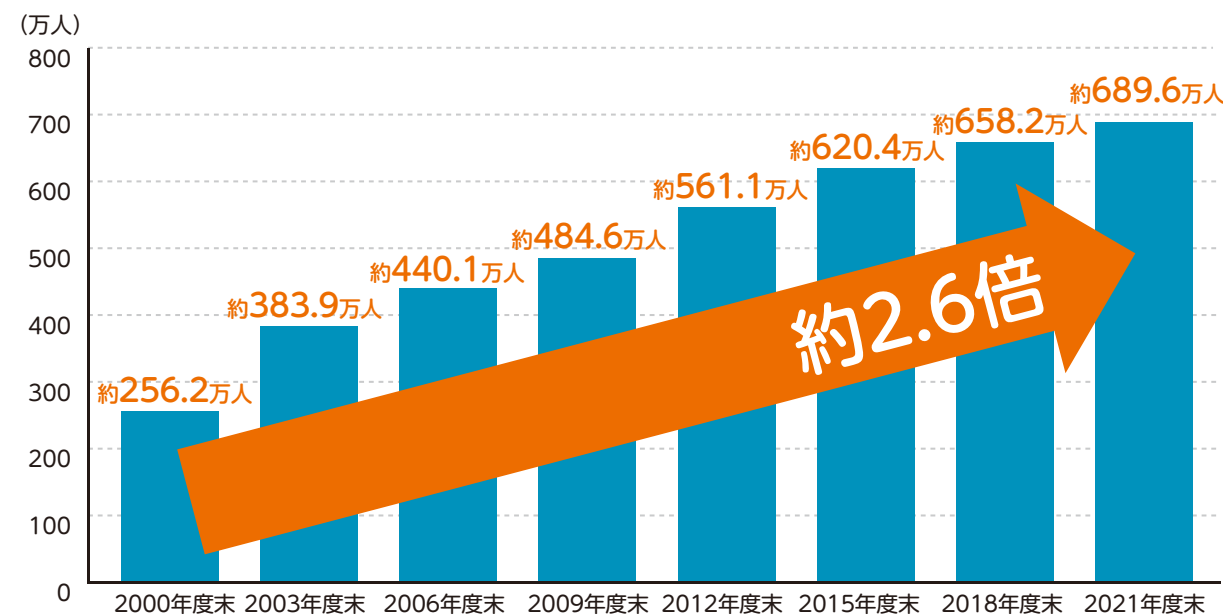


※「平均寿命と健康寿命の差」が「介護が必要な期間」ということではありません。
厚生労働省「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会(令和3年12月20日)」

データ2 ▶ 要介護(要支援)認定者数は増加しています

公的介護保険制度が開始された約20年前から、要介護(要支援)認定者数は約2.6倍となっています。

●要介護(要支援)認定者数(年度末現在)の推移

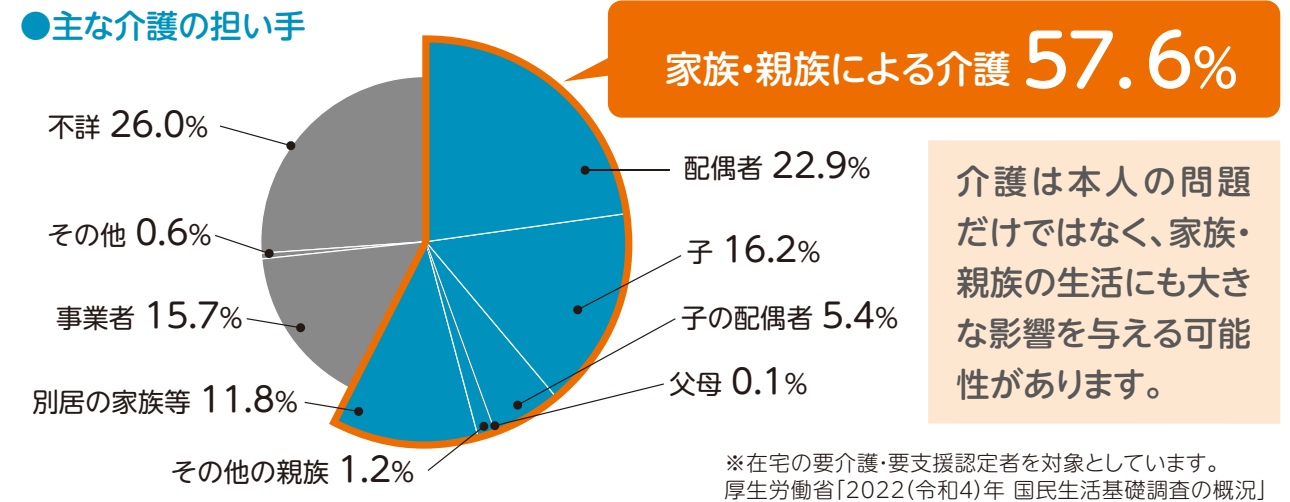


厚生労働省「令和3年度 介護保険事業状況報告(年報)」

データ3 ▶ 主な介護者は家族・親族です

主な介護者は、家族・親族となるケースが約6割を占めます。

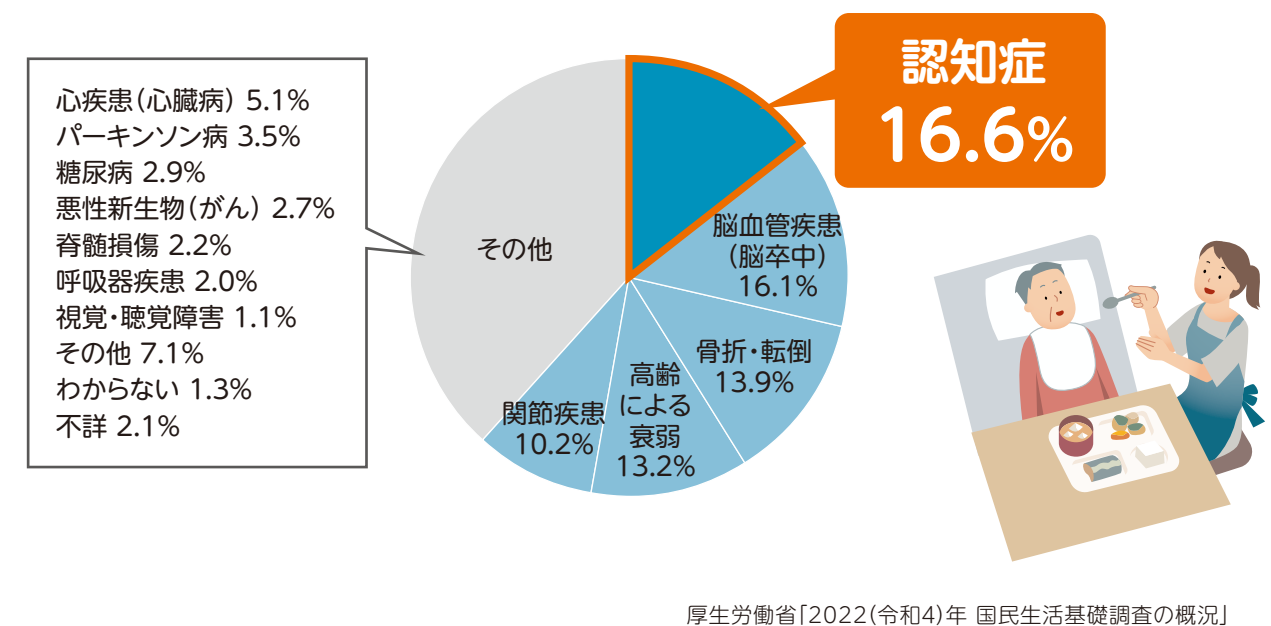
●主な介護の担い手



データ4 ▶ 要介護状態の主な原因のひとつは「認知症」です

認知症は介護が必要となった原因の第1位です。

●介護が必要となった主な原因

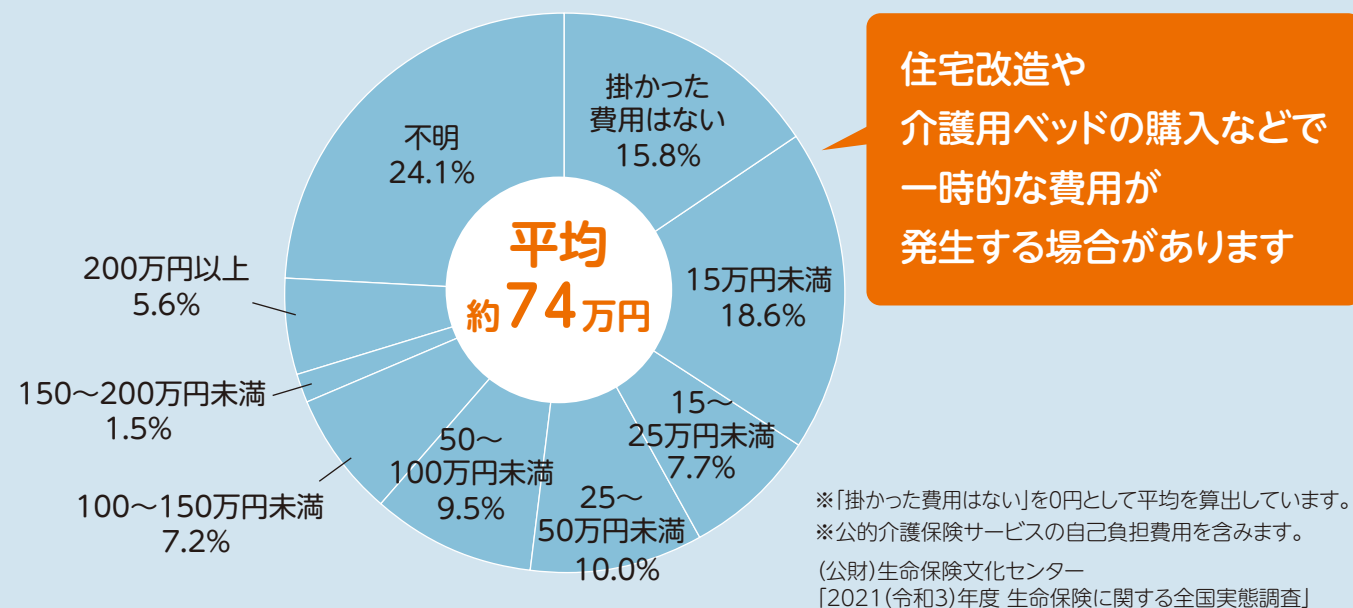


一時的にかかる
お金のデータ

▶ 生活環境を整えるための一時的な費用

介護には、環境を整えるために一時的にまとまった費用がかかる場合があります。

●介護費用(一時的な費用の合計)



●介護にかかる一時的な費用例(目安)

車いす - 自走式 6～19万円 - 電動式 30～50万円	介護ベッド(特殊寝台) 15～50万円 ※機能により金額は異なる
ポータブルトイレ - 水洗式 1～4万円 - シャワー式 10～25万円	手すり 廊下・階段・浴室用など 1万円～ ※サイズ・素材により金額は異なる ※工事費は別途

※上記は、自費で購入した場合の目安で、公的介護保険の給付対象となる場合があります。
(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに三井住友海上あいおい生命作成

【住宅改修費、福祉用具購入費(一時費用)の給付について】
住宅改修費、福祉用具購入費は、利用者がいったん全額を支払った後、9割(または8割・7割)が公的介護保険から給付されます。住宅改修費は同一住宅につき20万円まで(給付は18万円または16万円・14万円まで)、福祉用具購入費は同一年度につき10万円まで(給付は9万円または8万円・7万円まで)が限度額となります。
※介護ベッド(特殊寝台)、車いす等は公的介護保険制度の貸与制度の対象となる場合があります。

継続的にかかる
お金のデータ

▶ 介護をするために毎月支払った費用

一時的な費用だけではなく、毎月一定の費用がかかる場合があります。

●介護をするために毎月支払った費用

全体	平均 8.3万円	在宅	平均 4.8万円
		施設	平均 12.2万円

例

- 介護事業者が提供する介護サービスの利用料
- 介護用品の購入費用 など



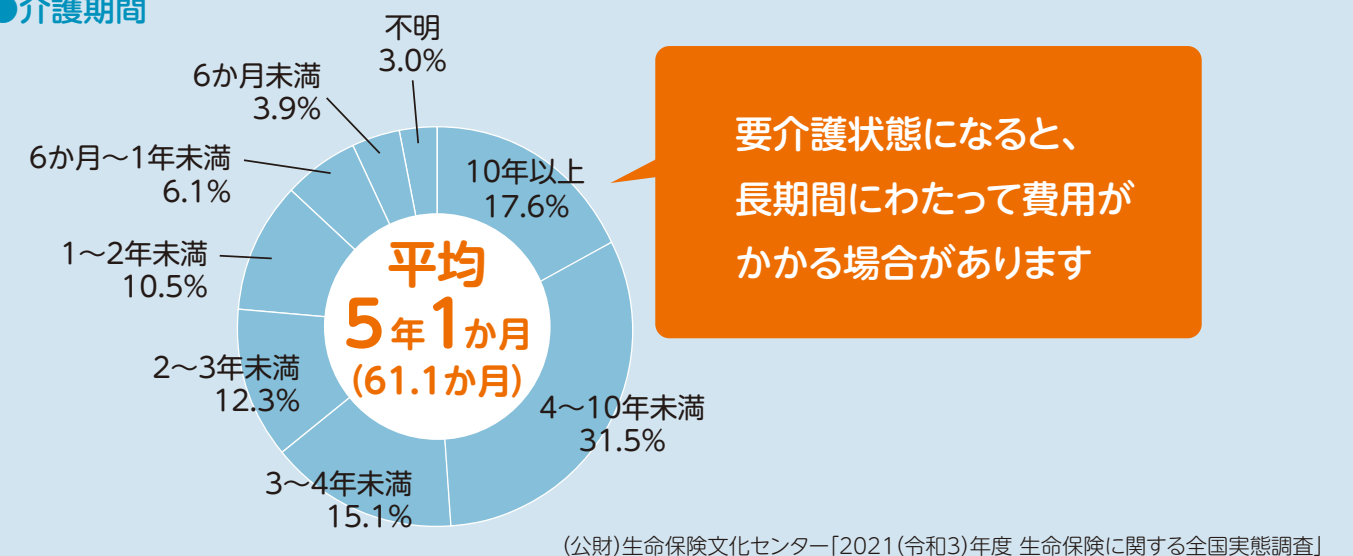
※「支払った費用はない」を0円として平均を算出しています。
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。
(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

期間のデータ

▶ 介護期間の平均は約5年

介護を始めてからの期間(介護中の場合は経過期間)をみると、平均5年1か月(61.1か月)となっています。

●介護期間



「&LIFE 介護保険Cセレクト」は「介護・認知症選択型保障保険（無解約返戻金型）無配当」の販売名称です。

			介護に一時金で備える	介護に年金で備える	認知症に一時金で備える
基本保障（主契約）	①～⑤いずれかの保険契約の型から選択いただけます	① 介護一時金Ⅰ型	要介護1一時金額:300万円の場合 一時金として 300万円	—	—
		② 介護一時金Ⅱ型	要介護2一時金額:300万円の場合 一時金として 300万円	—	—
		③ 介護年金Ⅰ型 5年確定年金 終身年金	—	要介護1年金額:60万円の場合 年金として 60万円 5年間または終身	—
		④ 介護年金Ⅱ型 5年確定年金 終身年金	—	要介護2年金額:60万円の場合 年金として 60万円 5年間または終身	—
		⑤ 認知症診断一時金型	—	—	認知症診断一時金額:300万円の場合 一時金として 300万円
オプション（特約）	※主契約が①～④の場合付加できます	軽度介護一時金給付特則	軽度介護一時金額:10万円の場合 一時金として 10万円	軽度介護一時金額:10万円の場合 一時金として 10万円	付加できません
	※主契約が⑤の場合付加できます	軽度認知障害診断一時金給付特則	付加できません	付加できません	軽度認知障害診断一時金額:10万円の場合 一時金として 10万円
下記オプション（特約）を付加いただくことで、さらに充実した保障内容になります。 ※主契約が①～⑤いずれの場合も付加できます					
オプション（特約）	新保険料払込免除特約		以後の保険料のお払込みは不要になりますが、保障は継続します。		

● 保険契約の型は保険期間の途中で変更できません。また、ご契約後、特則のみの解約はできません。
● 法令等の改正による公的介護保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て年金・

給付金等のお支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。



介護に一時金で備える

介護に一時金で備えたい場合、
2つの保険契約の型から選択いただけます

保障内容

介護一時金Ⅰ型

要介護1一時金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護1一時金をお受け取りいただけます。

- 公的介護保険制度に定める**要介護1以上**の状態に該当していると認定されたとき

公的制度連動

(40歳以上)

- 満65歳未満の被保険者について、約款所定の**日常生活介護状態**が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

三井住友海上
あいおい生命基準

介護一時金Ⅱ型

要介護2一時金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護2一時金をお受け取りいただけます。

- 公的介護保険制度に定める**要介護2以上**の状態に該当していると認定されたとき

公的制度連動

(40歳以上)

- 満65歳未満の被保険者について、約款所定の**生活介護状態**が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

三井住友海上
あいおい生命基準

⚠責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由に該当した場合には、**年金・給付金等はお支払いできません。**
詳しくはP.28をご覧ください。

要介護状態等のイメージは P.15～16

ご契約例

<要介護1一時金額または要介護2一時金額:300万円の場合>

一時金として **300万円**



▲
お支払事由に該当

⚠ 要介護1一時金または要介護2一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

解約返戻金
について

※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払いいただいている場合のみ、解約返戻金(要介護1一時金額の5%または要介護2一時金額の5%)をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります。

死亡時返戻金
について

被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。

※保険料払込期間中にお亡くなりになられたときは死亡時返戻金はありません。



介護に年金で備える

介護に年金で備えたい場合、
2つの保険契約の型から選択いただけます

保障内容

介護年金Ⅰ型

要介護1年金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護1年金をお受け取りいただけます。

- 公的介護保険制度に定める**要介護1以上**の状態に該当していると認定されたとき

公的制度連動

(40歳以上)

- 満65歳未満の被保険者について、約款所定の**日常生活介護状態**が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

三井住友海上
あいおい生命基準

介護年金Ⅱ型

要介護2年金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護2年金をお受け取りいただけます。

- 公的介護保険制度に定める**要介護2以上**の状態に該当していると認定されたとき

公的制度連動

(40歳以上)

- 満65歳未満の被保険者について、約款所定の**生活介護状態**が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

三井住友海上
あいおい生命基準

⚠責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由に該当した場合には、**年金・給付金等はお支払いできません**。
詳しくはP.28をご覧ください。

要介護状態等のイメージは P.15~16

ご契約例

<要介護1年金額または要介護2年金額:60万円の場合>

年金として **60万円**

年金の種類は以下の2つからお選びいただけます

5年確定年金 お支払回数は5回です

- ▶第1回の要介護1年金または要介護2年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、第2回以後の要介護1年金または要介護2年金をお受け取りいただけます。

- ▶要介護1年金または要介護2年金を毎年受け取るのではなく、将来お支払いする年金の現価相当額を一括でお受け取りいただくことも可能です。なお、年金を一括して受け取る場合の金額は、毎年受け取る場合の受取総額よりも少なくなります。



▲お支払事由に該当

終身年金 お支払回数に限度はありません

- ▶第1回の要介護1年金または要介護2年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存している限り、終身にわたって第2回以後の要介護1年金または要介護2年金をお受け取りいただけます。



▲お支払事由に該当

- ⚠年金の種類は、保険期間の途中で変更できません。
- 第1回の要介護1年金または要介護2年金をお支払いした場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

解約返戻金について

※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金(要介護1年金額の5%または要介護2年金額の5%)をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります。

死亡時返戻金について

被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。

※保険料払込期間中にお亡くなりになられたときは死亡時返戻金はありません。

認知症診断一時金型の保障内容とご契約例



認知症に一時金で備える

認知症に一時金で備えたい場合、
認知症診断一時金型を選択いただけます

保障内容

認知症診断一時金型

認知症診断一時金

病気やケガで認知症診断責任開始期以後に初めて約款所定の**器質性認知症**と医師によって診断確定されたとき、認知症診断一時金をお受け取りいただけます。

三井住友海上
あいおい生命基準

⚠ 認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)は責任開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日(181日目)からとなります。詳しくは、P.20(Q11)をご覧ください。

「器質性認知症」とは

脳内に後天的におこった器質的な病変または損傷により、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した状態をいいます。

〈対象となる器質性認知症の例〉

●アルツハイマー病の認知症 ●血管性認知症 ●レビー小体型認知症 など

- ⚠ ●器質性認知症の診断確定は、認知機能検査および画像検査によってなされる必要があります。ただし、上記の検査を受けられない場合で、他の検査によって器質性認知症と医師により診断確定され、その根拠が合理的であると認められるときはその診断確定がお支払いの対象となることがあります。
- 責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由に該当した場合には、**年金・給付金等はお支払いできません。**詳しくはP.28をご覧ください。

ご契約例

〈認知症診断一時金額:300万円の場合〉

一時金として **300万円**



お支払事由に該当

⚠ 認知症診断一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

解約返戻金 について

※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払いいただいている場合のみ、解約返戻金(認知症診断一時金額の5%)をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります。

死亡時返戻金 について

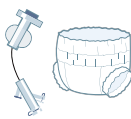
被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。

※保険料払込期間中にお亡くなりになられたときは死亡時返戻金はありません。

公的介護保険制度における「要介護度別の身体状態のめやす」

- 40～64歳の方は給付原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護や支援が必要と認められた場合に限りです。
- 下表の状態はあくまでも目安であり、お身体の状況や生活環境などによって異なります。

公的介護保険制度については P.21～22

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 歩行	基本的に一人 でできる。 	普通に歩けるが、手すりや杖が 必要な場合もある注。 	杖や装具を利用し、短時間 の歩行が可能。 	サポートや装具 を使用して、室内での移動を なんとか行える。 	歩行が困難、車 椅子を利用。 	寝たきり、自力 での移動はで きない。 	
② 衣服の着脱	基本的に一人 でできる。 	着脱はできるが、一部(背中のボ タンやファスナーなど)のサポ ートが必要注。 	一人での着脱 が難しく、一定 部分のサポ ートが必 要。 	ほとんどの服 の着用に介護 が必要。 	全面的な介護が必要。 		
③ 入浴	基本的に一人 でできる。 	一人で入れるが、一部見守りや 器具の利用が必要なこともあ る注。 	浴槽への出入 りや身体の水 洗いの支援が必要。 	移乗、洗浄、乾 燥に、全面的に サポートが必要。 	入浴サービスなどを利用。 		
④ 食物の摂取	基本的に一人 でできる。 	ほとんど一人で食べられるが、 時々手助けや見守りが必要注。 	摂取が難しい 場合があり、何 らかのサポ ートが必 要。 	食事の準備から 摂取までのサ ポートが必要。 特に固形食の 摂取には注意 が必要。 	流動食の準備、 摂取、嚥下に至 るまでの全行程にサポートが必要。 	自力では困難 のため、経管栄養、 胃瘻の検討が 必要。 	
⑤ 排泄	基本的に一人 でできる。 	ほとんど一人でできるが、時々 手助けや見守りが必要注。 	トイレへの移動 や立ち上がり でサポートが必要。 	自分一人では できず、移乗や 拭き取りなどでの 支援が必要。 	自分一人では できず、おむつ の使用や全面的な 介護が必要。 	全面的な介護 が必要。 	

注 この状態のうち、介護予防サービスにより状態の維持や改善が見込まれる場合は、要支援2となる。

監修：鹿野耕太先生(鹿野クリニック院長)

約款所定の日常生活介護状態、生活介護状態について

三井住友海上あいおい生命基準(満65歳未満)

- 約款所定の日常生活介護状態(介護一時金Ⅰ型 介護年金Ⅰ型)とは、
次のいずれかに該当した場合をいいます。
 - 「日常生活動作表」の①～⑤のうち1項目以上が全部介助または一部介助に該当する状態
 - 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態
- 約款所定の生活介護状態(介護一時金Ⅱ型 介護年金Ⅱ型)とは、
次のいずれかに該当した場合をいいます。
 - 「日常生活動作表」の①～⑤のうち2項目以上が全部介助または一部介助に該当する状態
 - 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

日常生活動作表

項目	全部介助	一部介助
① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 	補装具等を使用しても介助がなければ困難。
② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。 	衣服を工夫しても介助がなければ困難。
③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。 	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。
④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。
⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。

※補助具等・特別の器具等の使用や工夫をすれば、自分でできる場合は「一部介助」に該当しません。

⚠ 責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由に該当した場合には、**年金・給付金等はお支払いできません**。
詳しくはP.28をご覧ください。

オプション
1

軽度介護一時金給付特則

軽度介護一時金

〈付加できる
保険契約の型〉

介護一時金Ⅰ型

介護一時金Ⅱ型

介護年金Ⅰ型

介護年金Ⅱ型

病気やケガで公的介護保険制度に定める**要支援1以上**の状態に該当していると認定されたとき、軽度介護一時金をお受け取りいただけます。

公的制度連動

(40歳以上)

〈軽度介護一時金額:10万円の場合〉

¥
一時金として
10万円

▲
お支払事由に該当

- 軽度介護一時金をお支払い後、保険契約は存続しますが、軽度介護一時金給付特則は消滅します。この場合、以後の本特則の保険料のお払込みは不要になります。
- 軽度介護一時金をお支払いすることなく、主契約のお支払事由に該当した場合には、軽度介護一時金もあわせてお支払いします。

⚠ 軽度介護一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

オプション
2

軽度認知障害診断一時金給付特則

軽度認知障害
診断一時金

〈付加できる
保険契約の型〉

認知症診断一時金型

病気やケガで認知症診断責任開始期以後に初めて約款所定の**軽度認知障害**と医師によって診断確定されたとき、軽度認知障害診断一時金をお受け取りいただけます。

三井住友海上
あいおい生命基準

〈軽度認知障害診断一時金額:10万円の場合〉

¥
一時金として
10万円

▲
お支払事由に該当

- 軽度認知障害診断一時金をお支払い後、保険契約は存続しますが、軽度認知障害診断一時金給付特則は消滅します。この場合、以後の本特則の保険料のお払込みは不要になります。
- 軽度認知障害診断一時金をお支払いすることなく、主契約のお支払事由に該当した場合には、軽度認知障害診断一時金もあわせてお支払いします。

⚠ ●軽度認知障害診断一時金給付特則の軽度認知障害に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)は責任開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日(181日目)からとなります。詳しくは、P.20(Q11)をご覧ください。

●軽度認知障害診断一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

「要支援」とは

介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止のために、身の回りの支援が必要な状態をいいます。要支援1・2の認定を受けると、公的介護保険制度の介護予防サービスを受けることができます。

要支援1・2で利用できるサービス例

訪問サービス



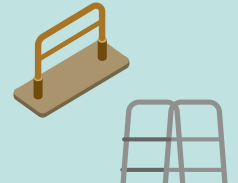
短期入所サービス



通所サービス



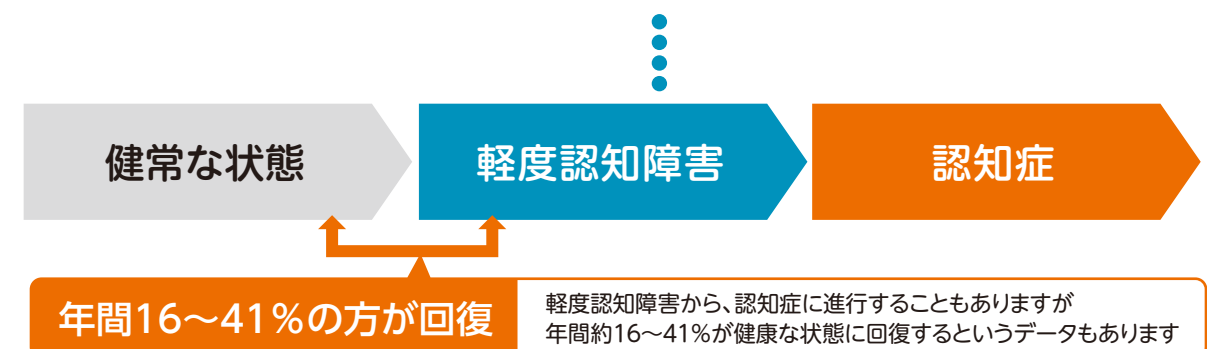
福祉用具の貸出



等

「軽度認知障害」とは

日常生活動作は自立しているものの、認知機能が低下し、認知機能領域の障害が認められる状態をいいます。軽度認知障害は、一般的にMCI(Mild Cognitive Impairment)とよばれ、健常な状態と認知症の中間の状態です。何気ない行動に以前よりも時間を要したり、非効率になったり、間違いが多くなるが、自立した生活が送れている、認知症とはいえない状態を指します。



監修：鹿野耕太先生(鹿野クリニック院長)

⚠ 軽度認知障害の診断確定は、認知機能検査および画像検査によってなされる必要があります。ただし、上記の検査を受けられない場合で、他の検査によって軽度認知障害と医師により診断確定され、その根拠が合理的であると認められるときはその診断確定がお支払いの対象となることがあります。

オプション
3

新保険料払込免除特約

〈付加できる
保険契約の型〉 **すべての保険契約の型に付加できます**

悪性新生物(ガン)^{注1}と**診断確定**されたとき、**心疾患**^{注2}・**脳血管疾患**で**入院**されたとき、
保障はそのまま以後の**保険料のお払込みは不要**になります。

入院日数・手術の有無は問いません

- 悪性新生物(ガン)と診断確定
- 心疾患・脳血管疾患で入院

保険料のお払込み

以後の保険料のお払込みは
不要になりますが、**保障は継続**します。

ご契約

注1 責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(ガン)にかかったと医師によって診断確定されたとき。上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。

※「責任開始期に関する特別取扱特約」を付加された場合の責任開始期については、「注意喚起情報」でご確認ください。

注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

※新保険料払込免除特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

⚠ 責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、保険料の払込免除事由に該当した場合には、**保険料の払込免除ができません**。

新保険料払込免除特約の払込免除事由となる疾病の範囲

例

悪性新生物(ガン)^{注3}

●胃ガン ●乳ガン ●肺ガン ●子宮ガン ●白血病 等

注3 責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(ガン)にかかったと医師によって診断確定されたとき。上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。

心疾患^{注4}

●急性心筋梗塞 ●慢性リウマチ性心疾患 ●慢性虚血性心疾患
●心筋症 ●不整脈 ●心不全 ●狭心症 ●肺循環疾患 等

注4 「高血圧性心疾患」は含まれません。

脳血管疾患

●脳卒中(脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血) ●脳動脈瘤
●高血圧性脳症 ●一過性脳虚血発作 等

Q1

器質性認知症・軽度認知障害に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)について教えてください。

A

認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始および軽度認知障害診断一時金給付特則の軽度認知障害に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)は責任開始日^注からその日を含めて180日を経過した日の翌日(181日目)からとなります。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

※「責任開始期に関する特別取扱特約」を付加された場合の責任開始期については、「注意喚起情報」でご確認ください。

お申込み

告知

180日間

(保障の開始)
責任開始期

器質性認知症・軽度認知障害
に関する保障の開始
(認知症診断責任開始期)

【対象となる主契約・特則】

●認知症診断一時金型(主契約)

●軽度認知障害診断一時金給付特則

Q2

税務の取扱いはどうなりますか？

A

主な税務のお取扱いについてご案内します。

保険料について

▶ お払込みいただいた保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額まで所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。(所得税法第76条)
生命保険料控除の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」の「税法上のお取扱いについて」によりご確認ください。

年金・給付金等について

▶ 被保険者が受取人となる年金・給付金等は非課税扱いになります。(所得税基本通達9-20、9-21)
▶ 死亡時返戻金の受取時の課税については、契約者・被保険者・受取人の関係によって、相続税、所得税、贈与税が適用されます。

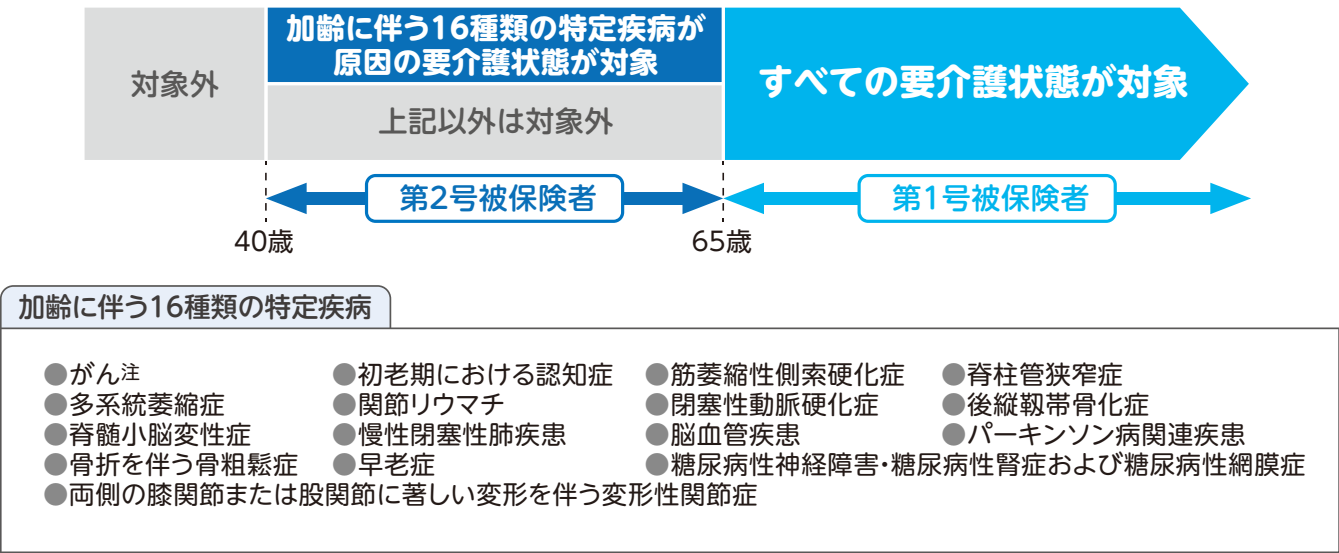
⚠

上記、税務上のお取扱いについては、2024年9月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、年金・給付金等にかかる税金については、実際に受け取られた時点の税制によります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

公的介護保険制度とは

公的介護保険制度は市区町村が運営をし、日本国内に住所を有する40歳以上の方を被保険者とした社会保険制度です。「介護が必要」と市区町村に認定されたとき、費用の一部を支払ってサービスを利用することができます。

公的介護保険制度と年齢の関係



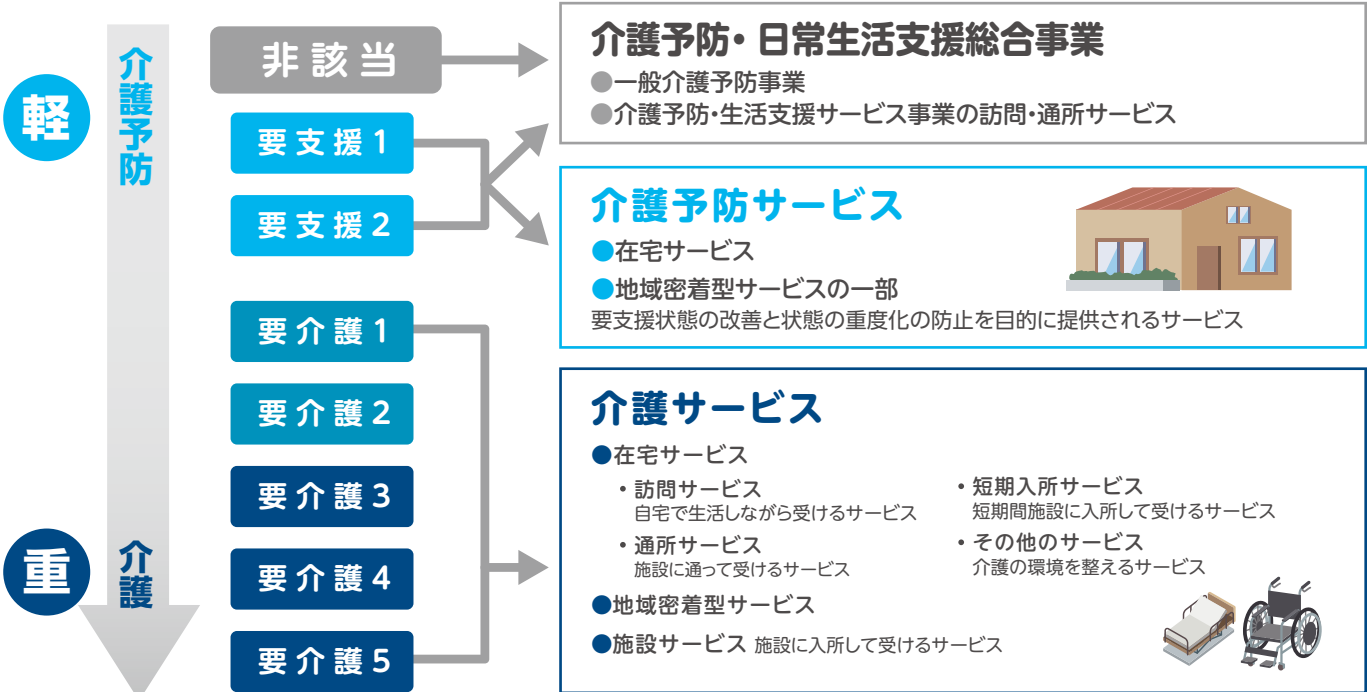
注 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。

介護サービスは現物給付のサービスです

公的介護保険は、利用者に対して介護サービスという「現物」を給付する方式です（現物給付）。利用者は介護サービス費用の1割（または2割・3割注）と限度額をこえた費用を負担します。残りの9割（または8割・7割注）は運営している市区町村が事業者に支払います。

注 所得が一定以上の第1号被保険者の場合（例：単身、「年金収入+その他の合計所得金額」が280万円以上は2割負担、340万円以上は3割負担）。

認定結果と利用できるサービス



1～3割の自己負担額で利用することができます

支給限度額の範囲内であれば、1～3割の自己負担額で利用することができます。

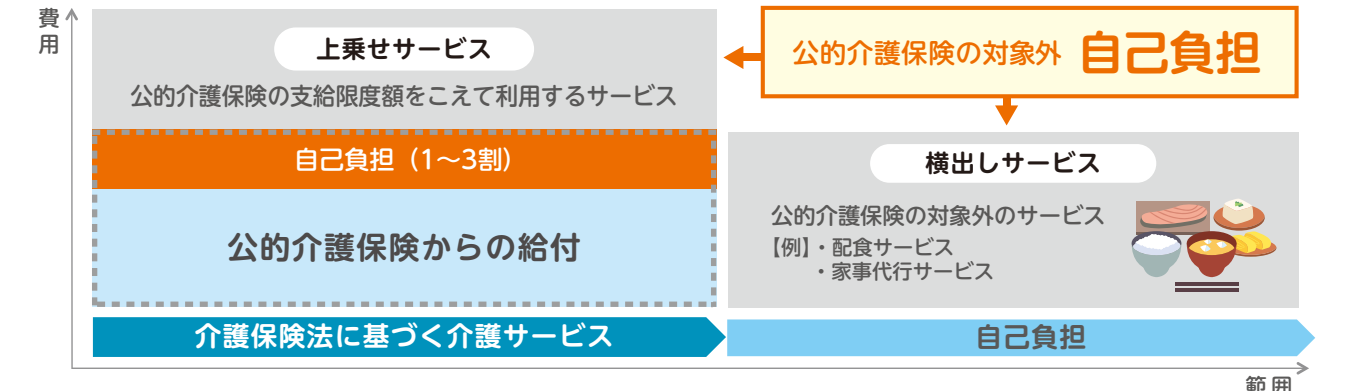
在宅サービス・地域密着型サービスの支給限度額と利用の目安（月額）

区分	支給限度額で利用できるサービスの目安（一部）	1か月の支給限度額	1か月の支給限度額まで利用した場合の自己負担額	
			1割負担の額（カッコ内は2割・3割負担の額）	
要支援1	週2～3回のサービス ●週1回の訪問型サービス ●通所型サービス 等	50,320円	5,032円	(2割:10,064円) (3割:15,096円)
要支援2	週3～4回のサービス ●週2回の訪問型サービス ●通所型サービス ●月2回の施設への短期入所 等	105,310円	10,531円	(2割:21,062円) (3割:31,593円)
要介護1	1日1回程度のサービス ●週3回の訪問介護 ●週1回の訪問看護 ●週2回の通所系サービス 等	167,650円	16,765円	(2割:33,530円) (3割:50,295円)
要介護2	1日1～2回程度のサービス ●週3回の訪問介護 ●週1回の訪問看護 ●週3回の通所系サービス 等	197,050円	19,705円	(2割:39,410円) (3割:59,115円)
要介護3	1日2回程度のサービス ●週2回の訪問介護 ●週1回の訪問看護 ●毎日1回、夜間の巡回型訪問介護 等	270,480円	27,048円	(2割:54,096円) (3割:81,144円)
要介護4	1日2～3回程度のサービス ●週6回の訪問介護 ●週2回の訪問看護 ●毎日1回、夜間対応型訪問介護 等	309,380円	30,938円	(2割:61,876円) (3割:92,814円)
要介護5	1日3～4回程度のサービス ●週5回の訪問介護 ●週2回の訪問看護 ●毎日2回（早朝・夜間）の夜間対応型訪問介護 等	362,170円	36,217円	(2割: 72,434円) (3割:108,651円)

（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2021年7月改訂版）をもとに三井住友海上あいおい生命作成
注 所得が一定以上の第1号被保険者の場合（例：単身、「年金収入+その他の合計所得金額」が280万円以上は2割負担、340万円以上は3割負担）。
※ 1か月の支給限度額は、標準的な地域の例です。
※ 利用できるサービスの内容等は各市区町村によって異なります。
※ 所得によって、1か月の支給限度額に対する自己負担額が軽減される場合があります。

高額介護サービス費について	1か月に利用したサービスの利用額のうち、自己負担額が個人または世帯で、所得に応じて定められた上限額（15,000～140,100円）をこえた場合、こえた額が申請により支給されます。
高額医療合算介護サービス費について	世帯内で同一の公的医療保険に加入している方で、公的医療保険と公的介護保険の両方の自己負担額（高額療養費および高額介護サービス費の給付を受けることができる場合には、その額を除く。）を合算し、一定の限度額をこえた場合、こえた額が申請により支給されます。

支給限度額をこえたサービスを受ける場合には全額自己負担となります



※本パンフレットに記載の公的制度の内容は2024年9月時点のものです。

ヘルスケアサービスについて

ロングライフを明るく安心に MSAケアの介護・認知症 サービスで健康をトータルにサポートします。

MSA
ケア

サービスの
ご利用は
MSAケアWeb
サービスから



介護・
認知症サービス
以外の
MSAケアの
最新ラインアップ
はこちら



自立

MSAケアの介護・認知症サポートサービスラインアップ

日々できる予防・チェック

健康維持のための運動 優待価格

eコグニケア

powered by Moff

ウェアラブルデバイスを使用して
行う、神戸大学とMoffが協働開発
した自宅で参加できるオンライン
健康増進サービスです。



定期的に認知機能をチェック^{注1}

アプリでチェック 無料

録るだけ認知機能チェック

アプリ画面に対して発声する
だけで、わずか1分程度で軽度
認知障害(MCI)のリスクを判
定^{注2}します。



MCIのスクリーニング検査 優待特典

MCIプラス スクリーニング検査

軽度認知障害(MCI)のスク
リーニング検査^{注2}を受診でき
る医療機関
をご紹介します。



各種サービスを有料(優待あり)、

認知症・要介護

または無料でご利用いただけます。

在宅 介護の家事全般サポート

配食サービス 優待価格

ベネッセのおうちごはん

ワタミの宅食 Oisix

やわらか食や塩分制
限食などご家族に
合った食事をお届け
します。



家事代行サービス 優待価格

衛生環境を整える 家事の代行 DUSKIN merry maids

日々の身の回りの
家事をプロの
スタッフがお手
伝いします。



※ダスキン メリーメイドでは介護・介助のサービスはありません。

すまいの相談

介護施設の紹介 優待特典

ベネッセスタイルケア

愛の家 学研 Cocofump

みんなの介護

有料老人ホーム等の介護施設
をご案内します。



介護すこやか デスク^{注3}

サービスの
詳細はこちら



ご契約者さま専用サービス

【ご利用対象者】
ご契約者さま・被保険者さま・
その同居または二親等内のご家族

専門家にすぐ相談

介護・認知症相談 無料

ご自身の介護・認知症に関す
るご相談や、介護をされてい
るご家族のお悩みやご相談に
看護師がお応えします。



認知症専門医療機関の情報提供 無料

全国の脳の画像診断を実施し
ている認知症専門の医療機関
の情報を提供します。



介護施設の情報提供 無料

ご家族のご希望に合った、全
国の介護施設情報等をご提供
します。



ご家族も安心のサポート

会話AIロボット 優待価格

Romi

自然な言葉のキャッチボール
で、会話を楽しんだり、アプリ
を通じてご家
族の距離感を適
度に保つことが
できます。

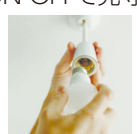


見守りサービス紹介 優待特典

クロネコ見守りサービス

ハローライト訪問プラン

おうちの電球を専用ライトに
交換し、電球のON・OFFで見守
りを行います。
ご家族の依頼
により担当ス
タッフが代理
訪問します。



見守り訪問サービス 優待価格

みまもり サービス

直接会ってお
話をし「み
まもり」の
見守りサー
ビスです。



見守りサービス紹介 優待価格

ALSOK

離れて暮らすご家族の安否確
認や緊急時における駆け付け
等ができるサービスをご紹介します。



ご家族向け相談サービス 無料

ご家族向けメンタルケア

介護をされるご家族のこころ
のお悩みに、資格をもった相
談員がお応えします。



経済活動・相続サポート

家族信託^{注4}相談サービス 無料

認知症などに備えて、あらかじめご家族に財産管理を任せたい
場合のお悩みやご相談にお
応えします。



成年後見制度相談サービス 無料

認知症などになったご家族の
法律行為、財産管理について
のお悩みやご相談についてお
応えします。



※「MSAケア」は、三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。
※サービスの内容は2025年3月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、各サービスは三井住友海上あいおい生命が提携する企業が提供するサービスです。
※サービスの詳細や留意事項については三井住友海上あいおい生命オフィシャルホームページからご確認ください。
※ご利用者のお勤め先によっては、利用可能なサービスが優待価格等となる場合がございます。お勤め先企業さま経由でのご利用については、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員にお問い合わせください。

注1 あくまで疾病リスクを判定するサービスであり、疾病に罹患しているかどうかを判定するものではありません。「疾病リスクが高い」と判定された方は、ご自身の健康状態を踏まえ医師に相談されることをお勧めします。
注2 MSAケアで提供するサービスの検査結果だけでは三井住友海上あいおい生命の年金・給付金等のお支払事由には該当しません。
注3 海外からのご利用はできません。また、一部のサービスについて、ご希望の地域によってはご紹介できない場合があります。お電話・Webでお伺いした内容に基づく情報提供であり、実際に診察・診断等はございません。また、ご利用状況によってはご利用を制限させていただく場合がございます。サービスの内容の詳細については、三井住友海上あいおい生命ホームページまたは介護すこやかデスクのホームページをご覧ください。
注4 「家族信託」は一般社団法人家族信託普及協会の登録商標です。

ご希望される保険契約の型や特約に応じて、該当の告知事項がすべて「いいえ」の場合お申込みいただけます。

<主契約の告知事項>

介護一時金Ⅰ型

介護一時金Ⅱ型

介護年金Ⅰ型

介護年金Ⅱ型

の場合

1

過去5年以内に、別表1の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けましたか。
⚠「診察・検査」には、治療を受けた最後の日から5年以上経過したガンの経過観察のための診察・検査を含みません。

いいえ

2

次に該当する事実がありますか。
①今までに、ご自身に関して、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。
②今までに、認知症、軽度認知障害(MCI)またはそれらの疑い注で、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがある。

12
すべて
いいえ

認知症診断一時金型

の場合

3

過去5年以内に、別表2の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けましたか。

いいえ

4

今までに、認知症、軽度認知障害(MCI)またはそれらの疑い注で、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがありますか。

いいえ

上記いずれの場合も以下の告知事項に回答いただきます

<特約を付加する場合の告知事項>

新保険料払込免除特約を付加する場合

7

今までに、ガンにかかったことがありますか(ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む)。

いいえ

8

過去5年以内に、別表3の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けましたか。

いいえ

9

過去2年以内に、別表4の病気(またはその病気の疑い)や症状で次のいずれかに該当する事実がありますか。
・医師の診察・検査のいずれかを受けた。
・健康診断・人間ドック・がん検診のいずれかを受けて、異常(要再検査・要精密検査・要治療)を指摘された。
※再検査・精密検査の結果、医師から異常なしと診断され、その後の診察(経過観察を含む)も不要と言われている場合は「いいえ」に該当します。

いいえ

注「認知症、軽度認知障害(MCI)またはそれらの疑い」とは、医師により認知症、軽度認知障害(MCI)と診断された場合に加え、認知症の症状*をきっかけに、認知症の疑いで医師の診察・検査を受けた結果、認知症と診断確定されなかった場合を含みます。
*認知症の主な症状の例:もの忘れ、理解力・判断速度の低下、時間・場所・人物などがわからなくなる見当識障害など

⚠ 特にご注意ください

ご契約いただいた方であっても、責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由に該当した場合には年金・給付金等はお支払いできません。

持病のある方で、告知事項に該当せず、ご契約いただいた場合も、その持病を直接の原因としてお支払事由に該当した場合は、お支払いできませんのでご注意ください。

お支払いできる場合、お支払いできない場合の詳細は P.28

別表1		告知事項 1 に回答いただく際、ご確認ください。	
①心疾患	・心筋こうそく・心房細動・心不全・心筋症	⑥肺・気管支	・慢性気管支炎・肺気腫・慢性閉塞性肺疾患（C O P D）
②脳血管・血管	・脳卒中（脳出血、脳こうそく、くも膜下出血） ・一過性脳虚血発作・閉塞性動脈硬化症	⑦筋骨格	・骨粗しょう症（骨折を伴うもの）※1 ・後縦靱帯骨化症、黄色靱帯骨化症・脊柱管狭窄症 ・両下肢変形性関節症※2
③精神	・統合失調症・うつ病・双極性障害（そううつ病） ・知的障がい・アルコール依存症	⑧脊髄	・脊髄損傷・頸椎性性脊髄症
④神経変性	・アルツハイマー病・パーキンソン病・脊髄小脳変性症 ・筋萎縮性側索硬化症・レビー小体病 ・前頭側頭葉変性症、ピック病・進行性核上性麻痺 ・多系統萎縮症・大脳皮質基底核変性症	⑨その他	・糖尿病（現在インスリン治療中または合併症を伴っている場合） ・こげん病（関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、多発性筋炎、皮膚筋炎、シェーグレン症候群） ・肝硬変・慢性腎不全・水頭症 ・早老症（ウェルナー症候群）
⑤しゅよう（腫瘍）	・ガン（肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む） ・脳しゅよう（腫瘍）		

※1 2年以内に骨折があり、かつ、骨粗しょう症で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある場合をいいます。
※2 左右両側に変形性関節症がある場合をいいます。(片側のみの場合を除きます)

別表2		告知事項 3 に回答いただく際、ご確認ください。	
①脳血管	・脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血) ・一過性脳虚血発作	③神経変性	・アルツハイマー病・パーキンソン病・レビー小体病 ・前頭側頭葉変性症、ピック病・進行性核上性麻痺 ・大脳皮質基底核変性症
		④しゅよう(腫瘍)	・脳しゅよう(腫瘍)
②精神	・統合失調症・うつ病・双極性障害(そううつ病) ・アルコール依存症	⑤その他	・水頭症

別表3		告知事項 8に回答いただく際、ご確認ください。	
①心疾患	・心筋こうそく・狭心症 ・不整脈(心房細動、発作性頻拍を含む) ・先天性心疾患・心不全 ・ペースメーカーや体内除細動器の装着がある場合 ・心臓弁膜症(僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症を含む) ・心筋症・肺塞栓症・肺高血圧症	③肺・気管支	・慢性気管支炎・肺気腫・慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・肺線維症
	②脳血管	・もやもや病や脳動静脈奇形等の脳血管の異常 ・硬膜下血腫、硬膜外血腫(外傷性を除く)	④その他

別表4

告知事項 9に回答いただく際、ご確認ください。

・ガン(ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む)・子宮頸部異形成・ポリープ・しゅよう(腫瘍)・しゅりゅう(腫瘍)・胸のしこり

⚠しゅよう(腫瘍)には、細胞診・組織診・しゅようマーカー(CEA、AFP、CA19-9、PSAなど)の異常を含みます。

⚠ ●お申込みいただける場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引き受けできない場合があります。
●お申込みに際しては、告知書をご確認ください。

「保障の開始」と「年金・給付金等のお支払い」について、ご注意いただきたいこと

保障の開始(責任開始期)について

三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、**告知**の時、またはご契約の**お申込み**を受けた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。
この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
なお、ご契約内容によっては、ご契約後、一定期間を経過した後に保障が開始するものもあります。



※「責任開始期に関する特別取扱特約」を付加された場合の責任開始期については、「注意喚起情報」でご確認ください。

年金・給付金等のお支払いについて

年金・給付金等は、責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、お支払事由に該当した場合にお支払いします。

したがって、ご契約いただいた方であっても、**責任開始期前に発生した病気やケガ**を原因として、お支払事由に該当した場合には**年金・給付金等はお支払いできません**。

お申込みにあたってご注意いただきたいこと

三井住友海上あいおい生命所定の告知事項(P.25～26)がすべて「いいえ」の場合、お申込みいただけますが、責任開始期前に発生していた病気やケガがある場合、次のようになります。

告知の対象となる病気やケガ^注

✕ お申込みいただけません。

^注「告知の対象となる病気やケガ」については、P.25～26の告知事項をご確認ください。

告知の対象とならない病気やケガ

○ お申込みいただけます。

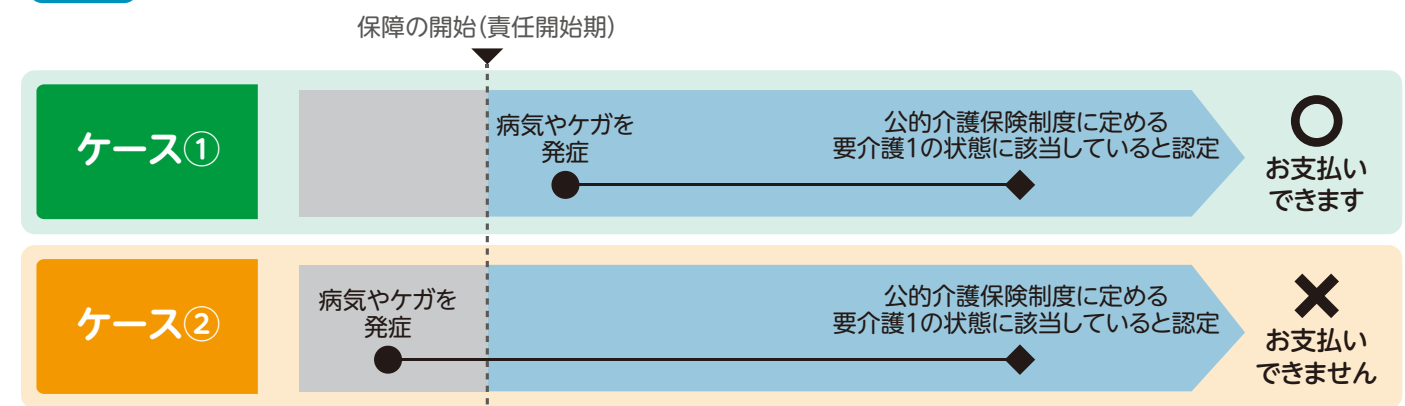
ご契約いただいた方であっても、責任開始期前に発生した病気やケガにより、お支払事由に該当した場合には、**年金・給付金等はお支払いできません**。

お支払いできる場合、お支払いできない場合の詳細は **P.28**

※ただし、責任開始期前に、原因となった病気やケガについて医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないときはお支払いできる場合があります(その原因となった病気やケガによる症状について、認識・自覚していた場合を除く)。

お支払いできる場合／お支払いできない場合の代表的な事例

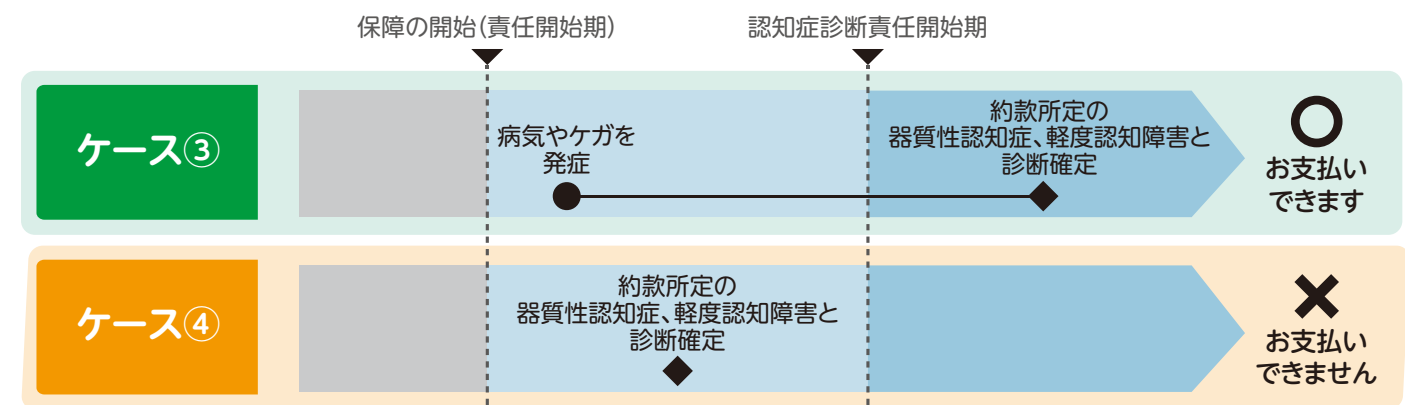
事例1 要介護1一時金・要介護1年金をお支払いできる場合／お支払いできない場合



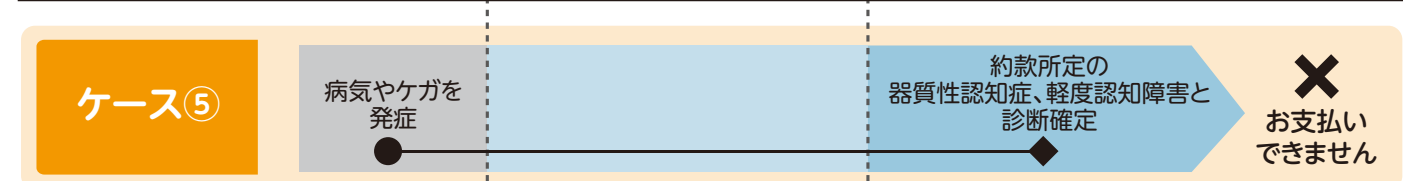
ケース②について:たとえば、告知日前に糖尿病を発症し、インスリン治療を行っておらず、合併症がない場合、三井住友海上あいおい生命所定の告知事項に該当しないため、ご契約いただける場合がありますが、その糖尿病を直接の原因として、お支払事由に該当した場合には、**お支払いできません**。

事例2 認知症診断一時金、軽度認知障害診断一時金をお支払いできる場合／お支払いできない場合

※認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始および軽度認知障害診断一時金給付特則の軽度認知障害に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)は責任開始期日からその日を含めて180日を経過した日の翌日(181日目)からとなります。詳しくは、P.20(Q1)をご覧ください。



ケース④について:認知症診断一時金・軽度認知障害診断一時金は、認知症診断責任開始期から保険契約上の責任を負うものです。したがって、認知症診断責任開始期前に約款所定の器質性認知症または軽度認知障害と診断確定された場合には、**お支払いできません**(この場合、ご契約および特則は無効となります)。



ケース⑤について:責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、認知症診断責任開始期以後に約款所定の器質性認知症または軽度認知障害と診断確定された場合には、**お支払いできません**(この場合、ご契約および特則は無効となります)。

※実際のご契約でのお取扱いに関しては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

MEMO

[illegible]

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.